東京圏から宮城県に移住される方へ【宮城県角田市】

令和7年度移住支援金のお知らせ

東京23区に在住、または東京圏在住で**23区内に通勤（大学等への通学期間含む）**する方が**宮城県に移住**し、対象求人へ就業するなどの**一定の要件を満たす場合**に、移住先の市町村が予算の範囲内において支給するものです。

支給額　世帯移住：100万円　単身移住：60万円

（世帯移住により、**18歳未満の世帯員の方が一緒に移住される場合**は、18歳未満の方**おひとりにつき100万円加算**されます。）

※予算の上限に達した場合は、早期に申請受付を締め切る場合がございます。申請予定の方は、お早めにご相談ください。

移住支援金の支給要件は下記の「主な要件①～③」の他にも様々な要件がありますので、詳しくは、移住専用サイト**「みやぎ移住・交流ガイド」**（右QRコード参照）をご確認ください。

みやぎ 移住・交流 ガイド　宮城県公式の情報発信サイトです。移住情報からライトな交流情報まで公開中！

<移住支援金制度>

主な要件

① 移住元

東京23区在住者、または東京圏から東京23区への通勤者 ※

② 移住先

※(1)～(5)のいずれかに当てはまる方

(1)「みやぎ移住・交流ガイド」に掲載されている対象求人に就業した方

(2)「みやぎUIJターン起業支援補助金」（裏面参照）の交付決定を受けた方

(3)ご自身の意志で地方に移住し、移住先を生活の拠点として、移住元での業務を引き続きテレワークで行う方

(4)専門人材事業（裏面参照）を活用して就業された方

(5) 関係人口に該当する方

市に転入した日において６０歳未満である者であって、かつ次のアとイの要件を満たすもの
・ア　関係人口の対象となる者は、次のいずれかの要件に該当すること
　１）市が主催又は共催する移住体験ツアー又は関係人口創出事業に参加し、市に訪れた者
　２）転入前５年以内に２年以上、市にふるさと納税をした者
　３）市内に住所を有する３親等以内の親族がいる者
　４）過去に市に居住していた者
　５）角田市災害ボランティアセンターに登録し、災害ボランティアとして市内で活動経験のある者
・イ　関係人口の地域の担い手確保の対象となる者は、次のいずれかの要件に該当すること
　１）農林水産業に就業する者
　２）家業等へ就業する者
　３）地域づくり活動等に移住後に継続して参加する意向がある者

③ 移住後

支援金申請後、5年以上継続して居住する意志がある方

※住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上かつ直近の1年以上、東京23区内に在住、または東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県（一部地域を除く））に在住し、東京23区内へ通勤をしていた方。

なお、東京23区内の大学等に通学し、23区内の企業へ就職した方については、通学期間も上記対象期間に加算することが可能です。

（ただし、加算年数は 修業 年限を上限とし、23 区外のキャンパス等に通う期間は加算対象外となります。）

問合せ先

◆移住に関する相談について
◇みやぎ移住サポートセンター（東京都千代田区有楽町2－10－1）
TEL：090-1559-4714　Mail：miyagi@furusatokaiki.net

◆移住支援金の申請について
◇角田市総務部まちづくり推進課　定住交流係　TEL：0224-63-2112

◇宮城県企画部地域振興課移住定住推進班（宮城県仙台市青葉区本町3－8－1）
TEL：022-211-2454　Mail：tisini@pref.miyagi.lg.jp

MIYAGI

裏面も御覧下さい

移住支援金交付までの流れ（例）

就業の場合

- ○一般就業の場合
  みやぎ移住・交流ガイド掲載の移住支援金対象求人に応募
- ○専門人材制度による就業の場合
  専門人材制度による就業

→ 就業・移住 → 移住後1年以内・就業後：移住先市町村へ移住支援金の申請手続き → 支援金支給

テレワーカーの場合

転勤や企業からの命令ではなく、自らの意思で移住し、引き続き業務を行う

関係人口の場合

移住先市町村が認定する関係人口として移住

→ 移住後1年以内：移住先市町村へ移住支援金の申請手続き → 支援金支給

起業の場合

みやぎUIJターン起業支援補助金申請 → 審査 → 交付決定・移住 → 移住後1年以内 かつ 起業支援補助金交付決定後１年以内：移住先市町村へ移住支援金の申請手続き → 支援金支給

みやぎUIJターン起業支援補助金

起業の場合併用可能

東京圏から宮城県内に移住し、地域の課題に対して、右記の観点をもって取り組む社会的事業の起業に対する支援制度で、対象経費に対して最大で100万円を補助（補助率1／2）。詳しくは、下記QRコードよりご確認ください。

社会性	事業性	必要性	デジタル技術の活用
地域社会が抱える課題の解決に資すること	提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること	地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分ではないこと	生産性向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること

上記4点の観点（社会事業の定義）を持って、各地域の現状に応じた社会課題の解決に取り組む事業 ※業種による制限はなし

問合せ先
宮城県仙台市若林区清水小路6-1
（株式会社全力優内）
Mail：info@z suguru.co.jp

専門人材事業

プロフェッショナル人材事業（宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点を利用したもの）又は内閣府が行う先導的人材マッチング事業により就業及び移住された方が対象です。

人材紹介パートナー（事業協力）（宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点ホームページ）→

先導的人材マッチング事業とは →（内閣府ホームページ）

移住支援金Q&A

Q1 対象者の年齢制限はあるか。
A1 ありません。ただし移住先要件の(5)「関係人口」に年齢制限が設定されている場合あります。詳しくは各市町村にお問い合わせください。また、18歳未満の世帯員の加算については、申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の方が対象となります。

Q2 申請期限はあるか。
A2 移住後1年以内に移住先の市町村に申請する必要があります。
※申請開始可能時期は移住先市町村によって異なります。移住先市町村へお早めにご相談ください。

Q3 移住支援金の使途に制限はあるか。
A3 ありません。

Q4 移住地と就業地の市町村が異なっても、対象となるか。
A4 対象となります。申請については、移住先の市町村に行って下さい。

Q5 受給後、返還する場合はあるか。
A5 主な返還要件は、次の2点です。
①移住支援金申請日から1年以内に対象企業を退職した場合。
②移住支援金申請日から5年以内で移住支援金受給市町村から転出した場合。
※ ただし、県内での移動であって、移住支援金支給市町村が認めた場合には、返還を求めない場合があります。

Q6 移住支援金は課税対象か。
A6 所得税法第34条に規定する一時所得に該当するため、課税対象となります。